○泉佐野市奨学金貸付基金条例施行規則

昭和53年4月1日

泉佐野市教育委員会規則第4号

改正　昭和53年10月9日泉佐野市教育委員会規則第7号

昭和57年2月12日泉佐野市教育委員会規則第2号

平成13年3月29日泉佐野市教育委員会規則第2号

平成14年2月7日泉佐野市教育委員会規則第3号

平成14年3月1日泉佐野市教育委員会規則第5号

平成19年3月29日泉佐野市教育委員会規則第4号

平成22年3月2日泉佐野市教育委員会規則第1号

平成27年12月25日泉佐野市教育委員会規則第11号

(目的)

第1条　この規則は、泉佐野市奨学金貸付基金条例(昭和53年泉佐野市条例第9号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(奨学金の額)

第1条の2　条例第7条第1項に規定する奨学金の貸付額は、次のとおりとする。

区分		月額	
		国立及び公立	私立
1	高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)	5,000円	5,000円
2	中等教育学校の後期課程	5,000円	5,000円
3	高等専門学校	5,000円	5,000円
4	専修学校の高等課程	5,000円	5,000円
5	専門学校(専修学校の専門課程を含む。)	30,000円以内で申請した額	40,000円以内で申請した額
6	大学	30,000円以内で申請した額	40,000円以内で申請した額
7	短期大学	30,000円以内で申請した額	40,000円以内で申請した額

(借受申請)

第2条　条例第5条に規定する申請は、泉佐野市教育委員会(以下「委員会」という。)が別に

定める書面により行わなければならない。

2　前項の申請は、委員会が定める期間に行わなければならない。

(認否決定通知)

第3条　委員会は、奨学生の認否を決定したときは、その旨を本人に対し、書面により通知する。

(貸付台帳)

第4条　委員会は、奨学金の貸付けを決定したときは、貸付状況を記録し、整理しなければならない。

(届出義務)

第5条　奨学生は、次の各号に該当するときは、委員会が別に定める書面により委員会に届け出なければならない。

(1)　毎年4月

(2)　本人、保護者又は連帯保証人の住所、職業その他重要な事項に変更のあったとき

(3)　休学、復学、転学又は退学しようとするとき

(4)　奨学金を辞退しようとするとき

2　奨学生であった者で、奨学金の返還を終了していないもの又は奨学生であった者の保護者若しくは連帯保証人が住所を変更したときは、委員会が別に定める書面により届け出なければならない。

(停止の通知)

第6条　委員会は、条例第9条の規定により奨学金の貸付けを停止したときは、委員会が別に定める書面により通知する。

(廃止の通知)

第7条　委員会は、条例第10条の規定により奨学金の貸付けを廃止したときは、委員会が別に定める書面により通知する。

(返還額)

第8条　条例第11条第2項に規定する奨学金の返還額は、次のとおりとする。

区分		月額
1	高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)	5,000円
2	中等教育学校の後期課程	5,000円
3	高等専門学校	5,000円
4	専修学校の高等課程	5,000円

5	専門学校(専修学校の専門課程を含む。)	10,000円
6	大学	10,000円
7	短期大学	10,000円

(猶予等の申請)

第9条　条例第13条の規定により奨学金の返還の猶予を受けようとする者又は条例第14条の規定により奨学金の返還の免除を受けようとする者は、委員会が別に定める書面により委員会に申請しなければならない。

(借用証書)

第10条　奨学生は、奨学金の借受けを終了したときは、直ちに委員会が別に定める書面を委員会に提出しなければならない。

(調査)

第11条　委員会は、必要があると認めるときは、奨学生の在学学校長に対し、必要書類の提出を求めることができる。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

付　則(昭和53年10月9日泉佐野市教育委員会規則第7号)

1　この規則は、昭和53年12月1日から施行する。

2　この規則施行後最初に委嘱された委員の任期は、第12条第3項の規定にかかわらず2年とする。

付　則(昭和57年2月12日泉佐野市教育委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成13年3月29日泉佐野市教育委員会規則第2号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附　則(平成14年2月7日泉佐野市教育委員会規則第3号)

改正　平成14年3月1日泉佐野市教育委員会規則第5号

(施行期日)

第1条　この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(泉佐野市修学奨励費支給規則及び泉佐野市各種学校等修学奨励費支給規則の廃止)

第2条　次に掲げる規則は、廃止する。

(1)　泉佐野市修学奨励費支給規則(昭和47年泉佐野市教育委員会規則第1号)

(2)　泉佐野市各種学校等修学奨励費支給規則(昭和47年泉佐野市教育委員会規則第2号)

(修学奨励費に関する経過措置)

第3条　この規則の施行の際現に旧泉佐野市修学奨励費支給規則の規定による奨励費の支給を受けている者については、奨励費の支給決定を受けた高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校及び大学に在学している間は、同規則は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

2　この規則の施行の際現に旧泉佐野市各種学校等修学奨励費支給規則の規定による奨励費の支給を受けている者については、奨励費の支給決定を受けた各種学校等に在学している間は、同規則は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

附　則(平成14年3月1日泉佐野市教育委員会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成19年3月29日泉佐野市教育委員会規則第4号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附　則(平成22年3月2日泉佐野市教育委員会規則第1号)

(施行期日)

1　この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現に前年度から引き続いて奨学生である者については、この規則の施行の日から6月間は、改正後の第1条の2の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　前項の規定の適用については、奨学生の選択によるものとする。

附　則(平成27年12月25日泉佐野市教育委員会規則第11号)

(施行期日)

1　この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現に前年度から引き続いて奨学生である者については、改正後の第1条の2の表及び第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。